

令和6年能登半島地震に係る被害に伴う  
県税の申告・納付等の期限の延長について

栃木県

栃木県では、この度の令和6年能登半島地震による被害の状況を考慮して、次に掲げる地域にお住まいの方の県税の申告期限等を次のとおり延長します。

なお、他の地域にお住まいの方で災害により申告・納付等ができない場合は、個別申請による対応を行っておりますので、最寄りの県税事務所又は自動車税事務所へご相談ください。

1 指定地域

富山県、石川県

2 対象となる方

指定地域内に住所又は居所（法人の場合は本店又は主たる事務所等の所在地）を有する納税義務者又は特別徴収義務者

3 期限の延長される範囲

地方税法（昭和25年法律第226号）、地方税法施行令（昭和25年政令第145号）、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）又は栃木県県税条例（平成17年栃木県条例第5号）若しくは栃木県県税条例施行規則（平成17年栃木県規則第13号）に定める申告、申請、請求その他の書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、指定地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和6（2024）年1月1日から同年7月30日までの間に到来するもの

※ 自動車税環境性能割、自動車税種別割（賦課期日後に納税義務が発生したものに係るものに限る。）及び狩猟税並びに軽自動車税環境性能割に係るものを除く。

4 延長の期間

県名	地域	延長の期間
富山県	全市町村	令和6（2024）年7月31日 まで
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町	

お問い合わせ先

	管轄する区域	電話番号
宇都宮県税事務所	宇都宮市、上三川町	028-626-3003
鹿沼県税事務所	鹿沼市、日光市	0289-62-6203
真岡県税事務所	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	0285-82-2135
栃木県税事務所	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町	0282-23-3411
矢板県税事務所	矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、 那珂川町	0287-43-2171
大田原県税事務所	大田原市、那須塩原市、那須町	0287-23-4171
安足県税事務所	足利市、佐野市	0283-23-1411
自動車税事務所	(自動車取得税、自動車税について)	028-658-5521
県 税 務 課	—	028-623-2104